

檀原市農業委員会告示第4号

檀原市農業委員会農地造成指導要綱を次のように定める。

令和7年3月17日

檀原市農業委員会
会長 上田 逸朗

檀原市農業委員会農地造成指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農地法（昭和27年法律第229号）の規定による農地の転用許可等が不要とされる農地造成の指導に関し必要な事項を定め、適切な農地管理に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において農地造成とは、農地の所有者又は耕作者（以下「所有者等」という。）が、農業経営の改善を目的として行う盛土、切土、掘削、その他農地の形質変更を伴う行為をいい、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。ただし、公共事業に係る行為及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為を除く。

(1) 面積が3,000平方メートル以内であること

(2) 工事着手から耕作可能な状態に復元が完了するまでの期間が連続する6か月以内であること（水田の場合は、10月から翌年5月までの間の連続する6か月以内であること）

(3) 盛土の高さが1.0メートル以内であること

(適用区域)

第3条 この要綱の適用区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第3項に規定する市街化調整区域とする。

2 前項の規定にかかわらず、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項に規定する生産緑地地区については、この要綱の適用区域とする。

(届出及び受理)

第4条 農地造成を行おうとする所有者等（以下「届出人」という。）は、工事实施の概ね1ヵ月前までに、農地造成届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）に次に掲げる書類を添付し、農業委員会に提出するものとする。

(1) 土地の登記事項証明書

(2) 公図の写し

(3) 位置図

(4) 工事計画図面（計画平面図及び計画断面図）

(5) 工事工程表

(6) 誓約書（様式第2号）

(7) その他必要な書類

2 農業委員会は、届出人から届出書が提出された場合は、届出内容等が適正であるかを審査し、受理を決定する。

3 農業委員会は、届出書を受理した時は、受付印を押印した届出書の写しを交付するものとする。

4 第2項の場合において、農業委員会が届出内容等が適正でない判断したときは、農業委員会は当該適正でない事項の内容に応じ、必要な指導を行うものとし、当該指導を受けた届出人は、速やかにその是正に努めなければならない。

(届出人の責務)

第5条 届出人は、工事の実施に当たっては、次の事項を遵守するよう努めるものとする。

(1) 盛土の土質は耕作に適した良質土を使用し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第2項に定める一般廃棄物又は同条第4項に定める産業廃棄物を使用してはならないこと

(2) 周囲に与える日照、通風、排水及び環境保全並びに道路、水路等公共施設及び付近住民に与える影響を考慮しなければならないこと

(3) 災害の発生を未然に防止し、災害が発生した場合は、自己の責任において万全の対策を講じること

2 届出人は、工事の実施に伴う苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

3 届出人は、工事完了後の農地について、農地としての維持管理等の保全に努めなければならない。

(状況報告等)

第6条 農業委員会は、必要に応じて届出人に工事の執行状況等の報告を求め、現地調査を行うものとする。

2 農業委員会は、前項の調査の結果、工事が施工計画に基づいて行われていないと認めるとき又は前条の責務が十分に果たされていないと認めるときは、届出人に対して必要な指導を行うことができる。

(工事の中止)

第7条 農業委員会は、届出人が前条の指導にかかわらず、工事を施工計画に基づいて行わないときは、工事の中止を指示し、また、前条の責務が十分に果たされないときは、工事の中止を勧告することができる。

(工事の延期)

第8条 届出人は、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出た工期を延長しようとするときは、第4条第1項に規定する届出書を農業委員会に提出しなければならない。この場合において延長しようとする工期は、着工から6か月を上限とする。

2 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により届出書が提出された場合に準用する。

(届出の取下げ)

第9条 届出人は、第4条第1項又は前条第1項の規定により提出した届出書を取り下げる場合は、農地造成届出取下申出書(様式第3号)を農業委員会に提出するも

のとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、農業委員会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。